

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から同年11月までの期間及び37年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から同年11月まで
② 昭和37年1月から同年6月まで

私は、昭和40年10月ごろまでA町で長兄等と一緒に暮らしており、私の国民年金保険料は長兄に預けて、長兄に納付してもらっていた。長兄の国民年金保険料は納付済みになっているのに、私の分が未納になっていることは納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、合わせて11か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料はそれぞれ納付済みとされている上、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の長兄は、「弟の保険料は間違いなく預かっていた。」と証言しており、その長兄の国民年金保険料は申立期間を含めて国民年金加入期間はすべて納付済みとなっている。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和37年1月から同年6月までの保険料は納付済みとなっており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀厚生年金 事案 778

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年3月16日から同年4月16日まで

A社B支店C営業所から昭和58年4月16日付けで同社D支店E営業所に転勤となった。この転勤により1か月の年金加入記録の漏れがあるので、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在籍証明書及び発令情報から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務（昭和58年4月16日にA社B支店C営業所から同社D支店E営業所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和58年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀厚生年金 事案 779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月1日から同年5月1日まで
② 平成元年10月21日から同年11月1日まで

A社B支店から同社C支店に転勤した際、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が1か月抜けている。また、D社を退職した翌日にE社に入社したが、厚生年金保険の記録が1か月抜けている。納得できないので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の人事担当者が「社内における支店間の転勤に際し、事務手続を誤ったものと思われる。おそらく転勤時期は、ゴールデンウィーク中の5月1日付けとは考え難いので、一般的に考えると、4月1日付けであったものと思われる。」と証言していることから、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年4月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A社の人事担当者が、事業所として事務手続を誤った旨を認めてい

ることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得に係る届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人の D 社における離職日は平成元年 10 月 20 日、E 社における資格取得日は同年 11 月 1 日であり、厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録と一致している上、当該期間における雇用保険の記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立人が E 社に勤務していた平成 9 年 2 月 26 日付けで、国民年金の第 3 号被保険者の特例届出を行っているが、当該届出に際しては、同社の健康保険組合における申立人の妻の扶養認定の証明が必要であるところ、同社での申立期間②における申立人の妻の扶養状態が確認できなかったことから、申立人の妻は、元年 11 月 1 日から第 3 号被保険者として認められており、同日以前の申立期間②については、国民年金の未納期間とされた可能性が考えられる。

さらに、E 社は、当時の給与及び人事の記録は廃棄済みのため、申立人の申立期間の勤務実態等は不明である旨回答している上、申立人と同じ平成元年 11 月 1 日に同社において被保険者資格を取得している同僚 3 名は、いずれも申立人のことを知っているものの、申立人の入社時期については分からないと証言している。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和54年4月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から同年9月1日まで

昭和54年4月1日からB社直系の合弁会社であるA社C工場で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年9月1日となっている。

しかし、厚生年金基金加入員証では、資格取得日が昭和54年4月1日となっているため、調べていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された厚生年金基金加入員証(D厚生年金基金発行)により、申立人が昭和54年4月1日付けでD厚生年金基金に係る加入員資格を取得したことが確認できる。

また、企業年金連合会から提出された申立人に係るD厚生年金基金の厚生年金基金加入員台帳、B社から提出された申立人に係る人事記録、健康保険被保険者資格取得届、雇用保険の記録及び申立期間当時から労務管理に携わっている元同僚の証言により、申立人は、昭和54年4月1日にA社に入社し、申立期間において継続して勤務していたことが認められる。

さらに、B社から提出された健康保険被保険者資格取得届により、申立人と同日(昭和54年4月1日)に入社し、申立人と同じA社C工場に配属されたと認められる同僚の厚生年金保険被保険者原票によると、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、入社日と同日であることが確認できる。

加えて、B社E工場の社会保険委員は、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格取得届は、複写式の様式を使用していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は、昭和54年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るD厚生年金基金の昭和54年4月の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月1日から52年1月21日まで

昭和50年5月12日に、B社直系の合弁会社であるA社に出向となり、同社C営業所に配属され、その後、51年12月1日に同社D工場に配属され、52年1月21日にB社D工場に復帰した。

昭和49年1月にB社に入社して以来、途中、関連会社での勤務はあったものの、今日まで継続して勤務しており、年金記録の空白は無いはずなので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録、申立人から提出されたE厚生年金基金の記録、雇用保険の記録及び申立期間当時から労務管理に携わっている元同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和52年1月21日にA社からB社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年11月のオンライン記録及び申立人のE厚生年金基金における同年12月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B工場）における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

A社に昭和28年1月26日に入社し、平成8年1月31日に同社の関連会社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が保管する人事記録及び同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和30年5月21日にA社（C工場）から同社（B工場）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険被保険者名簿によれば、A社（B工場）は、昭和30年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社の人事記録及び複数の同僚の証言によれば、当該事業所は、申立期間において10人以上の従業員を雇用していたことが確認できることから、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B工場）における昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間は適用事業所としての記録管理がなされていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年9月25日、資格喪失日は20年9月10日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月25日から20年9月10日まで

B社C工場に勤務していたが、昭和19年9月25日にA社へ異動し、その後、20年6月に召集がかかったため、仕事を中断して陸軍に入隊し、同年9月10日に復員した。

厚生年金保険に加入していたのに未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間前からB社C工場に勤務していたが、途中からD部門(A社)とE部門に分社され、私は、D部門のFに配属され、Gの部品を製造していた。」と、当時の勤務状況について具体的に供述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の直前にB社C工場における厚生年金保険被保険者記録(昭和18年5月22日取得、19年9月25日喪失)が確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和19年9月25日にB社C工場における被保険者資格を喪失し、同日に申立てに係るA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨記録されているものの、資格喪失日は、「23.7.31」とされた記載が二重線で取り消されたままとなっており、確認できない。

さらに、申立人は、「昭和20年6月の召集により、仕事を中断して陸軍に入隊し、同年9月10日に復員した後は、A社に勤務していない。」と供述しているところ、H県が発行した軍歴証明書によると、申立人の供述どおり、昭

和 20 年 6 月 26 日に陸軍に召集され、同年 9 月 10 日に「帰休除隊」（昭和 21 年 6 月 15 日に「現役満期」）した旨記録されていることが確認できる。

加えて、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立人が陸軍に召集されたていた期間（昭和 20 年 6 月 26 日から同年 9 月 10 日まで）については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における資格取得日は昭和 19 年 9 月 25 日、資格喪失日は 20 年 9 月 10 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳で確認できる A 社における資格取得時の記録から、40 円とすることが妥当である。

滋賀厚生年金 事案 784

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月31日から同年6月1日まで

昭和46年6月1日にA社B営業所から同社C営業所へ転勤したが、途中で退職したことは無く、継続して勤務していた。厚生年金保険の加入期間に空白があるのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在職証明書及び人事記録カードにより、申立人が同社に継続して勤務し（昭和46年6月1日にA社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月

の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から54年3月まで
父が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月29日に払い出され、46年10月2日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることが確認できることから、この時点では、申立期間のうち同年10月から52年3月までの保険料は、制度上、時効により納付できない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する保険料の収滞納リストを確認しても、申立期間の保険料納付を確認できない。

さらに、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から55年4月1日まで
年金事務所に、A社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、厚生年金保険の加入記録は無いとの回答であった。しかし、A社のB市内のCに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間のうち、昭和51年4月1日から同年11月20日までの期間、52年2月1日から同年7月20日までの期間、同年9月1日から53年10月20日までの期間及び54年8月21日から55年4月1日までの期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の当時の社会保険事務担当者は、「A社は、平成20年12月で事実上閉鎖している。また、申立人は、正社員ではなく、非正社員であった。正社員ではない非正社員は、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていない。」と回答している上、申立人の妻も、申立期間に申立人と自身の健康保険の加入手続をするように同社に申し出たところ、解雇予告を受けたため、その申出を撤回した旨供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により所在が確認できた同僚14人に照会した結果、回答があった6人全員が、「自分は非正社員ではなく正社員であった。」と回答している上、うち2人が、「正社員ではない者は、健康保険と厚生年金保険には加入していない。」と回答している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の記録が確認できる申立期間前の期

間については、国民年金の申請免除期間であることが確認できるとともに、同じく雇用保険の記録が確認できる申立期間後の期間については、国民年金の納付済期間であることが確認できる。

加えて、A社において昭和47年9月1日から61年2月8日までに被保険者資格を取得した者の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から55年10月1日まで
年金事務所に、A社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、厚生年金保険の加入記録は無いとの回答であった。
しかし、A社のB市内のCにDとして勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間のうち、昭和52年8月27日から53年10月20日までの期間及び54年8月21日から55年10月1日までの期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の当時の社会保険事務担当者は、「A社は、平成20年12月で事実上閉鎖している。申立人は、正社員ではなく、非正社員であった。正社員ではない非正社員については、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていない。」と回答している上、申立人も、申立期間に夫と自身の健康保険の加入手続をするように同社に申し出たところ、解雇予告を受けたため、その申出を撤回した旨供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により所在が確認できた同僚14人に照会した結果、回答があった6人全員が、「自分は正社員であった。」と回答している上、うち2人は、「正社員ではない者は、健康保険と厚生年金保険には加入していない。」と回答している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の記録が確認できる申立期間後の期間については、国民年金の納付済期間であることが確認できる。

加えて、A社において昭和47年9月1日から61年2月8日までに被保険者資格を取得した者の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申

立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 787

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 20 日から 48 年 5 月 1 日まで
A社に約 1 年間、正社員として勤務した。年金記録では 1 か月間しか加入記録が残っていない。確かに勤めていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間のうち、昭和 47 年 6 月 26 日から 48 年 5 月 1 日までの期間について、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時の厚生年金保険法において、A社は、厚生年金保険が強制的に適用される業種ではなく、オンライン記録によると、同社は、昭和 48 年 5 月 1 日に厚生年金保険任意包括適用事業所となっていることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険任意包括適用事業所となった昭和 48 年 5 月 1 日より前の期間について、同社における被保険者資格を取得している従業員は確認できない。

さらに、申立人と同日の昭和 48 年 5 月 1 日にA社において被保険者資格を取得している同僚は、「私は、昭和 46 年ごろに入社したが、会社が厚生年金保険に加入したのが 48 年ごろなので、私の厚生年金保険の被保険者記録もそこからだと思う。」と証言している。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月ごろから29年7月ごろまで
申立期間は、A社において、Bの労働者として勤務していた。当時の身分は社員だったと思う。記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る健康保険被保険者名簿には、取得年月日欄に、「29. 7. 26」、備考欄に、「昭二九. 八. 一四退社」と記載されており、健康保険番号は記載されていないところ、事業主は、「社会保険に加入している従業員は、同名簿に健康保険番号と厚生年金保険番号が必ず記載されているが、申立人は非常に短期間の雇用であったため、社会保険に加入しなかったものと思われる。」と回答している。

また、申立人がA社に勤務していたと証言する同僚がいるものの、当該同僚からは、申立人の勤務期間及び当時の同社における厚生年金保険の取り扱いについては証言を得ることができなかった。

さらに、申立人がA社を退職した直後に勤務したC事業所が保管している申立人の履歴書を確認しても、同社における勤務については記載されておらず、同事業所総務の担当者は、「当該履歴書は本人が提出した履歴書を転記したものであり、記載されていた事項はすべて転記されていたものと思われる。」と回答している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人は、A社における勤務期間、厚生年金保険料の控除等について、記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 8 日から 51 年 4 月 1 日まで
② 昭和 52 年 4 月 8 日から 53 年 4 月 1 日まで

昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、臨時職員として A 県立の二つの学校に勤務した。

この期間のうち、A 県立 B 学校に勤務していた昭和 51 年 5 月 1 日から 52 年 4 月 1 日までの期間は厚生年金保険に加入した記録があるのに、申立期間に勤務していた A 県立 C 学校における加入記録が無い。

納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令書及び A 県教育委員会の職歴証明書により、申立人が申立期間に同委員会に任用され、A 県立 C 学校において臨時的任用（常勤）の D として勤務していたことが認められる。

また、A 県教育委員会は、「申立期間当時は『臨時の教育職員の社会保険の取り扱いについて』（県教育長通知）に基づき、任用期間が 2 か月を超え 12 か月未満の臨時の教育職員（非常勤講師を除く）については、健康保険及び厚生年金保険の二種類に加入させることとしていた。ただし、実際の加入手続は、各学校で行っていた。」と回答している。

しかしながら、A 県立 C 学校は、「当時の厚生年金保険の加入については、保存期限を経過しているため資料は残っておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入手続及び保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできなかった。

また、A 県立 C 学校が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 49 年 5 月 7

日から 53 年 4 月 1 日までの期間において臨時的任用の D として 2 か月を超え 12 か月未満勤務していた者は、申立人を含み 5 人存在するものの、このうち、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、1 人（昭和 49 年 10 月 10 日取得、50 年 1 月 30 日喪失）のみである。

さらに、申立人と同様に、昭和 52 年 4 月 8 日から 53 年 4 月 1 日までの期間において臨時的任用の D として勤務していた同僚 2 人についても、厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、申立期間当時の A 県立 C 学校では、すべての臨時的任用の D について厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取り扱いではなかったものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 790

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月から 6 年 3 月まで

年金記録では、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円とされているが、前年と同じように給与を支払われており、その額に見合った厚生年金保険料が引かれていたはずなので、記録を回復してほしい。会社が閉鎖される半年前ぐらいに、事業主からそのような話はあったが、厚生年金保険料等が払えないといった話は一切無かった。当時の事業主にも話を聞いて、しっかり調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していた期間のうち、平成 3 年 1 月以降の期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円とされているが、同期間においても、以前と同等の給与の支払があり、その額に見合った厚生年金保険料が控除されていた。」と申し立てている。

しかしながら、申立人から提出された平成 5 年度の市県民税課税台帳（平成 4 年分）には「給与収入*万円、雑所得*万円」と記載されている上、社会保険料控除欄に記載された額（雇用保険の加入記録は無い。）は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合計額とほぼ一致している。

また、当時の事業主が、「申立期間当時、A社には、私と申立人と事務の者が在籍していた。給与については、会社を閉鎖する半年ぐらい前から急に経営が悪化したので、私と申立人共に 10 万円にしたが、申立人は、当然、経営状態を知っていたはずなので、給与を下げたことについて特に説明していない。」と回答しているところ、申立人は、「給与が下がることは無かった。」と主張し

ており、双方の主張は異なるが、オンライン記録によると、当該事業主も申立人と同様に、平成3年1月から4年*月（65歳到達により厚生年金保険被保険者資格を喪失）までの標準報酬月額が9万8,000円となっており、前年の標準報酬月額に比べ大幅に減額されていることから、当時のA社では、経営の悪化等に伴い社会保険料の負担を軽減するため、実際の給与支給額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所（当時）へ届け出たことがうかがわれる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る賃金台帳等の資料は保存されていないため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで
昭和 56 年*月*日に出産して産後休暇の後、復職して 57 年 3 月 31 日まで以前と同じようにA事業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「出産後 8 週ぐらいで職場に復帰した。年金手帳の厚生年金保険の記録欄に、A事業所の被保険者でなくなった日を昭和 57 年 3 月 31 日と記入している。」と主張しているところ、雇用保険の記録により、申立人は、同事業所に昭和 57 年 1 月 31 日まで継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、「年金手帳の記録欄は、後から自分で記入したものである。」と供述しており、他の事業所における厚生年金保険の被保険者期間が、国民年金の被保険者期間と重複しているなど、当該記録欄の記載内容の信憑性^{しんぴやうせい}には疑義が認められることから、当該記録欄の記載内容のみをもって、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたとまでは認め難い。

また、A事業所は、昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況や退職日については分からない。」と回答している上、申立人と同時期に勤務していた元同僚 3 人に照会したところ、1 人から回答を得たが、申立人の申立期間の勤務実態、退職日等について具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の配偶者の当時の勤務先が加入する B 共済組合は、「申立人は、昭和 57 年 3 月 4 日に共済組合員であった配偶者の被扶養者として認定さ

れ、平成元年5月12日まで被扶養者であった。」と回答していることから、申立人は、申立期間のうち、昭和57年3月4日以降の期間において厚生年金保険の適用対象者ではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立人は、申立期間における勤務時間数及び退職日についての記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 792 (事案 459 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額及び被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 4 月 30 日まで

A社における申立期間の標準報酬月額は、それ以前の期間と同じ 50 万円であると記憶しているが、国(厚生労働省)の記録では、9万8,000円となっており、また、同社は平成5年4月末ごろまで事業を継続していたことから、私の被保険者資格喪失日が同年1月31日となっているのはおかしい。

これは社会保険事務所(当時)が勝手に記録を改ざんしたものであり、私は一切関与していない。

前回の申立てに対して、平成21年10月7日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知を受けたが、納得できないので、再度調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録により、A社が、平成5年4月28日付けで、同年1月31日に遡^{そきゅう}及して厚生年金保険の適用事業所ではなくなるとともに、同日付けで申立人の標準報酬月額が4年10月から同年12月までの期間について遡及して50万円から9万8,000円に訂正されていることが確認できるが、申立人は当時、当該事業所の代表取締役であり、i) 社会保険事務所が保管する執行停止事業所引継一覧表(平成6年度)に当該事業所の記録が見受けられることなどから、当該事業所が申立期間に係る厚生年金保険料を滞納していたことが確認できること、ii) 申立人が事業主印は自分で管理していたと供述していることなどから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額の遡及訂正処理がなされたことは考え難いため、既に当委員会の決定に基づく21年10月7日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、申立期間において診療を受けた医療機関が作成した「健康保険（主保険分）請求状況」という受診状況に係る履歴を記載した資料を新たに提出するとともに、A社は申立期間当時、厚生年金保険料の滞納は無く、自らは標準報酬月額減額及び資格喪失日の遡及処理に関与していないとして再度申し立てている。

しかしながら、上記の医療機関が作成した申立人の受診状況に係る履歴を記載した資料は、標準報酬月額減額及び資格喪失日の遡及処理に申立人の関与が無かったことを示す資料には当たらず、申立人が主張する申立期間に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していたことを確認できる新たな資料等も見当たらないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額及び被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年7月1日から32年7月1日まで
② 昭和32年6月17日から同年9月1日まで
③ 昭和33年1月17日から37年10月1日まで

私は、A社を退職した後に脱退手当金をもらったことになっているが、脱退手当金はもらっていない。脱退手当金の制度も知らなかった。平成2年2月ごろに年金記録を確認したときに初めて記録が無いことを知り、驚きと悔しさで一杯だった。社会保険事務所(当時)で相談したが、取り合ってくれなかった。第三者委員会で調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記被保険者名簿からは、申立期間当時に女性3人(申立人を含む。)が在籍していることが確認でき、そのいずれもが同事業所を退職後、約2か月後に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。